

はじめに

障がい者福祉施策の充実が世界的な流れとして進む中、国の障がいのある方を取り巻く法制度は大きく変化しています。また、近年の動向として、障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、令和3年6月には改正「障害者差別解消法」、令和5年3月には、「第5次障害者基本計画」が公布され、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進する方向性が示されました。



由布市ではこのたび、第3次由布市障がい者基本計画（令和6年度～令和11年度）、第7期由布市障がい福祉計画（令和6年度～令和8年度）、第3期由布市障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）を一体的に策定致しました。

この計画では、前計画の基本理念を継承し「障がいのある人もない人も、共に充実していきいきとした人生を送ることができる共生社会の実現」を掲げています。私たちが目指していく社会は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながらいきいきと共生するまちです。

本計画の策定にあたっては、障がい福祉に関する施策や事業の実績を評価するとともに、障がいのある当事者、一般市民の方へのアンケートを実施し、当市の課題を整理しました。また、由布市地域自立支援協議会の委員として、障がい者関係団体の代表者、学識経験者、福祉事業従事者、関係行政機関等にご参加をいただき、活発な議論の場を通して、ご見識を賜ることができました。

最後に、由布市地域自立支援協議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言を賜りました市民の皆様、そして策定に関してご尽力いただいた関係各位に対し、心から御礼を申し上げます。

令和6年3月

由布市長 相馬 尊重